

兵庫県公報

平成19年4月27日

第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

ページ

○兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）…………… 2

公布された法令のあらまし

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第43号）

- 1 地域再生法の一部改正に伴い、同法の引用条文を改めることとした。
- 2 次の普通県営住宅を借上げにより整備し、家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層耐火住宅	アメニティコート西明石住宅	明石市和坂	2 ^戸
	シェルハ西宮住宅	西宮市今津水波町	2
普通中層耐火住宅	ティアラ住宅	伊丹市中野東1丁目	4
	エリシオン宝塚住宅	宝塚市安倉中6丁目	1
	プロスペール武庫之荘住宅	尼崎市南武庫之荘5丁目	2
	ルミエール武庫之荘住宅	尼崎市武庫之荘7丁目	7
	ガーデンフラッツ夙川住宅	西宮市大井手町	2

- 3 借上げに係る普通県営住宅の返還に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通高層耐火住宅 3団地 3戸

規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月27日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第43号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第41条の2第2号中「第5条第4項」を「第5条第6項」に、「同条第3項第3号」を「同条第3項第5号」に改める。

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の項中

8	12	54	名谷駅前住宅	神戸市須磨区中落合3丁目	14階建	2	0.8513	70,400
						1	0.8513	70,900
						2	0.9364	76,600
						1	0.9364	77,200
						1	0.9364	77,800

を

8	12	54	名谷駅前住宅	神戸市須磨区中落合3丁目	14階建	2	0.8513	70,400
						2	0.9364	76,600
						1	0.9364	77,200
						1	0.9364	77,800

に、

9	8	52	新長田駅前住宅	神戸市長田区若松町5丁目	23階建	2	0.7568	58,600
						2	0.7568	59,000
						4	0.7568	59,500
						2	0.7568	59,900

を

9	8	52	新長田駅前住宅	神戸市長田区若松町5丁目	23階建	2	0.7568	58,600
						2	0.7568	59,000
						4	0.7568	59,500
						1	0.7568	59,900

に、

9	8	56	ポートアイラン	神戸市中央区港島中町	14階建	1	0.5488	55,700
						1	0.5488	56,100
						2	0.5546	55,300
						1	0.5546	56,100

			ド住宅	3丁目		1	0.8906	80,000
						2	0.8906	80,600
						1	0.8906	81,100
						1	0.9268	80,700

を

9	8	56	ポートアイランド住宅	神戸市中央区港島中町3丁目	14階建	1	0.5488	55,700
						1	0.5488	56,100
						2	0.5546	55,300
						1	0.5546	56,100
						1	0.8906	80,000
						2	0.8906	80,600
						1	0.9268	80,700

に、

18	10	8	ランテルナニ崎住宅	尼崎市長洲本通1丁目	6階建	1	1.0369	125,600
						1	1.1249	131,400

を

18	10	8	ランテルナニ崎住宅	尼崎市長洲本通1丁目	6階建	1	1.0369	125,600
						1	1.1249	131,400
19	5	7	アメニティコート西明石住宅	明石市和坂	8階建	1	0.8449	86,000
						1	0.8449	86,200
19	5	8	シェルハ西宮住宅	西宮市今津水波町	6階建	1	1.0359	119,200
						1	1.0391	119,400

に改め、同部普通中層耐火住宅の項中

18	10	8	ベルパレス高木住宅	西宮市高木東町	5階建	1	1.0699	124,800
----	----	---	-----------	---------	-----	---	--------	---------

を

18	10	8	ベルパレス高木住宅	西宮市高木東町	5階建	1	1.0699	124,800
19	5	5	ティアラ住宅	伊丹市中野東1丁目	4階建	3	0.9800	103,500
						1	0.9815	103,700
19	5	5	エリシオン宝塚住宅	宝塚市安倉中6丁目	3階建	1	0.8882	99,800
19	5	8	プロスペール武庫之荘住宅	尼崎市南武庫之荘5丁目	5階建	2	1.0671	128,000

19	5	8	ルミエール武庫 之荘住宅	尼崎市武庫之荘7丁目	3階建	7	1.0322	120,800
19	5	8	ガーデンフラッ ツ夙川住宅	西宮市大井手町	4階建	1	1.2375	139,200
						1	1.2624	140,600

に改める。

附 則

この規則は、平成19年5月1日から施行する。ただし、第41条の2の改正規定は、公布の日から施行する。